

議案第 57 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 13 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 権利放棄の内容

■に対して市が貸し付けた住宅新築資金及び宅地取得資金貸付金について、権利を放棄するものである。

2 権利放棄する金額

- (1) 住宅新築資金貸付金 4, 8 5 9, 8 5 8 円
- (2) 宅地取得資金貸付金 3, 9 5 5, 9 5 2 円

3 相手方

■

4 放棄の理由

- (1) 昭和 57 年 3 月 31 日に■に対して市が貸し付けた住宅新築資金貸付金の残額について、平成 19 年 4 月 24 日に借受人に対し破産の免責決定がされている。また、平成 19 年 10 月 22 日に連帯保証人に対し破産の免責決定がされ、債権回収不能となったため、権利を放棄しようとするものである。
- (2) 昭和 57 年 3 月 31 日に■に対して市が貸し付けた宅地取得資金貸付金の残額について、平成 19 年 4 月 24 日に借受人に対し破産の免責決定がされている。また、平成 19 年 10 月 22 日に連帯保証人に対し破産の免責決定がされ、債権回収不能となったため、権利を放棄しようとするものである。